

法令及び判例 (10/10)

A.- 法令

B.- 判例

1.- 債権の強制取立 (Execução) - 銀行預金の差押さえ (Penhora on Line de Depósito Bancário)

当国で確定債権の強制取立訴訟中に債務者の資産を差押さえる時点で、判事の指令により、ブラジル中央銀行(BACEN)システムを使用し債務者の銀行預金を差押さえるケースが発生している。

2006の法令(Lei n.º 11382)公布以前は、銀行預金を差押える前提条件に、債権者が債務者の差押対象資産を探し、差押対象物件が無いことを立証した場合だけ判事は債務者の銀行預金の差押えを承認していた。

しかし、今回、高等裁判所(STJ)は、同法令以降、債務者の銀行預金の差押へには上記前提条件を満たす必要が無い判決を下した。

従って、裁判所から強制取立ての通知を受けた後、債務者が3日以内に債務を決済しない場合、裁判所の官吏(Oficial)は債務額、金利、裁判費用と弁護士報酬の決済へ必要な債務者の資産を差押えができる。(Art. 652 § 1º)

2006年の法令により、差押対象物件の優先順位のトップに、現金、銀行預金或いはその他の運用資金(Aplicação Financeira – art. 655 do CPC – alterada pela lei n.º 11.382/2006)と変更された結果、高等裁判所は上記内容の判決を下したものと判断する。(Resp.1 112 943)

2.- 社員の私有車を会社の仕事へ使用した場合 — 賠償金の支払い

銀行支店長は仕事に使用できる社有車無く、お客のアattend用に私有車を使用していたケースであるが、労働高等裁判所(TST)は地域裁判所(TRT da 4ª Reg.)が認めた、行員の私有車使用に関する賠償金支払いを銀行へ命じた判決を確認した。

(RR 113500-64 2003.5.04.0402)

3.- 州政府による高価な薬品の無償供給

州政府を相手に、ハンター症候病で苦しむ少年の治療へ必要な高価な薬品の供給を義務つける訴訟を申請した案件で、サンパウロ州の第2審(Tribunal de Justiça)は1審の判決文を確認し、州政府へ医者診断書に従い、治療に必要な高価な薬品の供給を続けるべきと判決を下した。(Processo n.º 994.09.236768-5)

4.- 被害者の競合過失(CULPA CONCORRENTE DA VITIMA)

、
連邦高等裁判所(STJ)は、近くにある安全な踏み切り使用せず、自転車で鉄道路線を横断し、事故へ巻き込まれ死亡した被害者の配偶者が、鉄道会社を相手に、損害賠償請求訴訟を申し出ていたが。

STJは事故発生へ被害者の競合過失(CULPA CONCORRENTE)があったと判断し、1審の賠償金額を半額へ削減した。

同様に、近くに横断用のブリヂが在るのに、歩行者はブリヂを渡らず、ハイウエーを横断し交通事故へ巻き込まれ、死傷するケースが多く発生しているが、この場合も上記判例に従い、交通事故に巻き込まれた自動車のドライバーは被害者の競合過失により発生した事故として責任、賠償金額の削減を申請することが出来ると判断する。(Resp. 622.715)

5.- 期限が記載されていない契約書の遂行 (CUMPRIMENTO DE CONTRATOS SEM DATA)

連邦高等裁判所(STJ)は契約書の義務遂行の期日又は期限が記載されていない契約書の場合、債権者は債務者へ対し、裁判所経由の催告(INTERPELAÇÃO JUDICIAL)又は書面での催告(INTERPELAÇÃO EXTRA-JUDICIAL)を送り、義務遂行の督促をする必要がある。

(Resp 780.324)

SP. 08/10/2010

Flavio Tsuyoshi Oshikiri - Advogado